

令和3年4月28日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 野口 智明

室長補佐 高田 崇司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

—小規模事業所勤労統計調査の概況—

目 次

1	調査の概要	1 ページ
2	結果の概要	4 ページ
	(1) 賃金	4 ページ
	(2) 出勤日数と労働時間	7 ページ
	(3) 雇用	9 ページ
3	付表	11 ページ
4	参考情報	12 ページ

1 調査の概要

(1) 調査の目的

令和2年は中止となった毎月勤労統計調査特別調査（以下「特別調査」という。）の代替措置として、常用労働者を5人未満雇用する事業所における雇用、給与及び労働時間の状況を把握することを目的とする。

(参考) 令和2年特別調査の中止について

特別調査は、毎年8～9月に、調査員が調査区内を巡回して調査を行っているが、令和2年には、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、

- ・ これまでのような調査員調査の実施が難しい状況にあること
- ・ 実査を担う都道府県の事務負担が増加していること

などから、特別調査の中止を含めた毎月勤労統計調査の変更について、厚生労働大臣から総務大臣に対して申請を行い、令和2年6月5日の第151回統計委員会に諮問が行われた。

その際、統計委員長より、「調査員調査による特別調査の実施は困難であることについて一定の理解が得られている」一方、「新型コロナウイルス感染症の影響下における小規模事業所の実態把握は重要であり、調査員調査に比べて精度が低下したとしても、郵送調査等により実態の把握に努めることは必要」との取りまとめが行われたことから、厚生労働省において代替調査の実施について検討を行い、令和2年7月10日に統計委員会から「特別調査を代替する調査を実施することを条件に、承認することはやむを得ないと判断する」との答申に基づき、令和2年特別調査の中止及び小規模事業所勤労統計調査（以下「本調査」という。）の実施について承認を得た。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 事業所

令和元年特別調査において回答のあった事業所のうち、住所を把握している事業所

(参考) 令和元年特別調査の属性的範囲

日本標準産業分類の大分類のうち、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」に属する、調査期日（令和元年7月31日）現在において常用労働者を5人未満雇用する事業所

(3) 調査の時期

令和2年9月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、9月の最終給与締切日現在）（特別に支払われた現金給与額については、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間）の状況について、令和2年10月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

調査対象事業所のうち、調査期日における以下の事項

イ 事業所名

ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容

ハ 調査期間

ニ 企業規模

ホ 常用労働者の数

ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項（常用労働者の数が5人未満の事業所のみ）

a 氏名及び性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

- d 出勤日数及び1日の実労働時間数
- e きまって支給する現金給与額
- f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

厚生労働省が委託する民間事業者から調査対象事業所に対して郵送により調査票を配布し、調査対象事業所が郵送又は政府統計共同利用システムを利用してオンラインにより厚生労働省に提出する。

(6) 調査系統

配布：厚生労働省－民間事業者－報告者
回収：報告者－厚生労働省

(7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

- ① 調査客体数 19,191 事業所
 - ② 回答事業所数 10,593 事業所
 - ③ 有効回答数（事業所規模1～4人） 8,743 事業所
- 調査票回収率（②／①） 55.2%
有効回答率（③／①） 45.6%

（参考）令和元年特別調査の有効回答率は88.4%

（調査客体数22,113事業所、有効回答数19,551事業所）

（注1）調査票の発送をした数（19,781事業所）から、対象事業所へ調査票が届かず返還される等により事業所の不存在が確認できた数（590事業所）を除いた数を①の調査客体数としている。

（注2）①及び②には、事業所規模1～4人でない事業所を含む。

(8) 利用上の注意

ア 特別調査と本調査は、調査対象の範囲、調査方法及び調査期日が異なるため、結果についての直接の比較は困難であり、注意が必要である。

（参考）特別調査と本調査の違い

	特別調査	本調査（小規模事業所勤労統計調査）
調査対象	抽出した調査区内に所在する事業所のうち常用労働者数が1～4人である事業所全部 ※調査員が調査区内を巡回して事業所を把握する。	令和元年特別調査において回答のあった事業所のうち、住所を把握している事業所 ※前年に調査した事業所のみが対象であり、調査後に新設された事業所等は調査対象外
調査方法	調査員調査	郵送又はオンライン調査
調査期日	毎年7月末現在（給与締切日の定めのある場合は7月の最終給与締切日）	令和2年9月末現在（給与締切日の定めのある場合は9月の最終給与締切日）

特に、本調査は、

- ・令和元年特別調査で回答のあった事業所を調査対象としており、令和元年特別調査実施後に新設された事業所が調査対象となっていないこと
 - ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、調査員調査から郵送調査へ調査方法を変更したこと等から、例年と比べて回答事業所の属性に偏りがある可能性があることに注意が必要である。
- イ 新型コロナウイルス感染症により調査区内事業所の把握を行うことができなかったことから、本調査では、調査時点の事業所数を把握していない。
そのため、本調査では、令和元年特別調査の母集団事業所数等に基づき復元している。
- ウ 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。

(9) 用語の定義

ア 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

- a 期間を定めずに雇われている者
- b 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記 a、b の条件を満たしている者も常用労働者に含める。本調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、9月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

エ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、9月分について調査している。有給休暇は出勤日に含まないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

オ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。9月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

カ 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

キ 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。

ク 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

ケ 1時間当たりきまって支給する現金給与額

労働者ごとにきまって支給する現金給与額を、出勤日数に1日の実労働時間数を乗じて得た時間数で除して算出している。

2 結果の概要

(1) 賃金

ア きまって支給する現金給与額

事業所規模1～4人の事業所について、令和2年9月におけるきまって支給する現金給与額は調査産業計が202,372円となった。

男女別にみると、男は275,623円、女は151,101円となった。

主な産業についてみると、「建設業」が258,870円と最も高く、次いで「製造業」が225,721円、「卸売業，小売業」が206,358円、「医療，福祉」が175,018円、「生活関連サービス業，娯楽業」が144,326円、「宿泊業，飲食サービス業」が109,681円となった。（第1表）

また、1時間当たりきまって支給する現金給与額は調査産業計が1,537円となった。男女別にみると、男は1,835円、女は1,329円となった。（第2表）

第1表 性・主な産業別きまって支給する現金給与額（事業所規模1～4人）

令和2年9月	
性・主な産業	実額
	円
調査産業計	202,372
男	275,623
女	151,101
建設業	258,870
製造業	225,721
卸売業，小売業	206,358
宿泊業，飲食サービス業	109,681
生活関連サービス業，娯楽業	144,326
医療，福祉	175,018

第2表 性別1時間当たりきまって支給する現金給与額（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和2年9月

性	実額
	円
計	1,537
男	1,835
女	1,329

さらに、きまって支給する現金給与額階級別に常用労働者の構成割合を男女別にみると、女では6万円以上9万円未満の階級が最も多く、15万円未満が全体の53.2%となったが、男では15万円未満は16.5%となり、男女で構成割合に違いがみられる。

主な産業についてみると、「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」では6万円以上9万円未満の階級が最も多く、他の産業と比べて構成割合に違いがみられる。(第3表)

**第3表 性・主な産業、きまって支給する現金給与額階級別常用労働者の構成割合
(事業所規模1～4人)**

令和2年9月(単位:%)

きまって支給する現金給与額階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉
	計	男	女						
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3万円未満	3.8	2.1	5.0	2.2	2.6	2.7	11.8	4.7	3.3
3～6	7.6	2.9	10.8	2.5	6.8	6.4	19.8	11.0	8.5
6～9	13.0	3.4	19.8	6.7	11.9	13.8	24.5	21.3	14.4
9～12	8.3	4.6	10.8	5.8	6.3	8.6	11.6	14.1	8.5
12～15	5.5	3.5	6.8	2.8	4.6	5.5	6.8	6.7	5.8
15～20	14.4	10.4	17.2	10.7	12.1	15.5	7.8	15.7	20.1
20～25	15.3	15.8	14.9	14.2	14.6	15.4	9.1	12.7	19.0
25～30	10.6	16.0	6.8	17.0	13.1	10.2	4.4	5.8	9.9
30万円以上	21.6	41.2	7.9	38.1	28.1	22.0	4.3	8.0	10.5

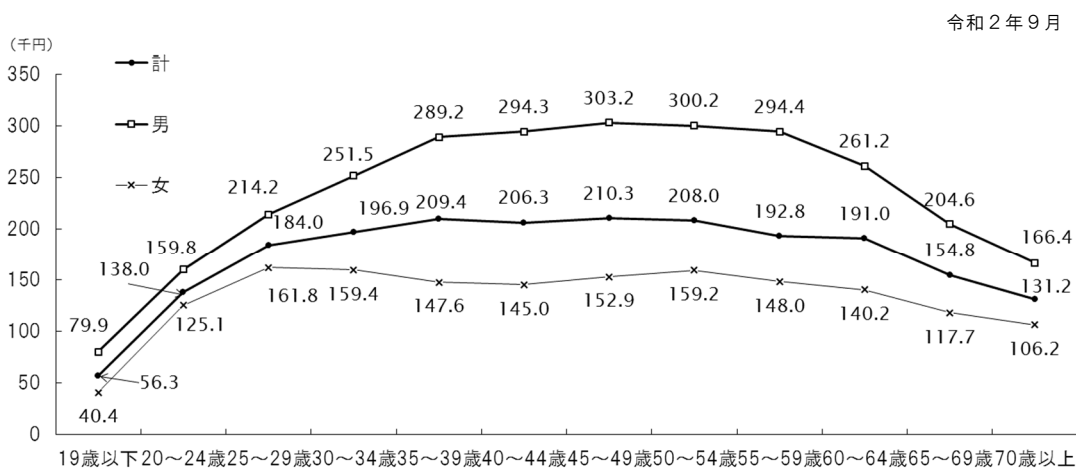
イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

企業規模1～4人の事業所における令和2年9月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は35～39歳まで上昇した後、40～54歳の各年齢階級で横ばいとなり、55～59歳以降低下している。

男女別にみると、男は35～39歳まで上昇した後、40～59歳の各年齢階級で横ばいとなり、60～64歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの25～29歳まで上昇しているが、30～59歳まではほぼ横ばいとなり、60～64歳以降低下している。(第1図)

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数30年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている。(第4表)

第1図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額(企業規模1～4人、調査産業計)



第4表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまって支給する現金給与額
(企業規模1～4人)

令和2年9月(単位:円)

年齢階級 勤続年数階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業, 小売業	宿泊業, 飲食 サービス業	生活関連サー ビス業, 娯楽業	医療, 福祉
	計	男	女						
年 齢 計	187,416	257,975	141,961	255,443	207,331	175,036	102,479	148,159	165,890
19 歳 以 下	56,338	79,888	40,355	154,036	98,365	73,315	35,327	64,531	50,936
20 ～ 24 歳	138,006	159,766	125,097	211,695	145,183	115,490	59,401	158,000	154,695
25 ～ 29 歳	184,009	214,165	161,839	239,719	251,411	164,606	114,386	171,102	193,040
30 ～ 34 歳	196,875	251,528	159,449	264,534	222,044	185,724	96,590	150,129	180,152
35 ～ 39 歳	209,412	289,218	147,586	302,180	241,269	193,615	126,953	186,819	166,334
40 ～ 44 歳	206,322	294,251	144,967	286,339	248,548	204,003	127,295	149,974	161,269
45 ～ 49 歳	210,344	303,247	152,857	287,284	253,830	206,924	114,943	166,023	173,005
50 ～ 54 歳	208,008	300,172	159,167	277,795	243,280	190,143	98,789	160,129	172,810
55 ～ 59 歳	192,831	294,390	147,977	267,364	236,223	178,155	111,936	145,611	150,346
60 ～ 64 歳	191,025	261,161	140,154	254,612	198,825	176,629	90,970	116,786	182,668
65 ～ 69 歳	154,829	204,640	117,685	210,152	144,214	126,714	91,046	106,165	173,330
70 歳 以 上	131,223	166,395	106,247	154,950	126,010	129,126	94,580	96,190	107,795
勤 続 年 数 計	187,416	257,975	141,961	255,443	207,331	175,036	102,479	148,159	165,890
0 年	143,056	177,763	124,930	198,697	166,644	134,308	67,567	169,091	153,292
1 年	140,875	188,105	117,315	180,563	180,114	131,885	98,924	124,418	134,868
2 年	161,323	219,042	124,881	255,997	156,717	141,193	65,179	155,085	155,748
3 ～ 4 年	166,086	244,310	121,871	238,590	199,700	151,126	101,465	143,790	152,405
5 ～ 9 年	184,072	258,634	138,611	254,416	196,167	173,897	83,258	138,221	161,374
10 ～ 14 年	192,094	269,124	146,490	267,707	214,426	181,043	111,292	152,011	170,086
15 ～ 19 年	216,591	292,124	162,325	296,268	239,133	192,289	126,460	140,594	181,970
20 ～ 29 年	225,006	301,115	170,625	272,629	245,613	209,650	136,540	179,656	188,786
30 年 以 上	185,889	246,415	137,480	232,120	187,182	169,063	117,673	135,353	197,092
平均年齢(歳)	51.1	51.1	51.2	51.0	53.9	53.0	49.5	48.1	47.6
平均勤続年数(年)	14.6	15.7	13.9	17.0	19.2	17.3	12.0	14.9	10.7

ウ 特別に支払われた現金給与額

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は調査産業計が270,994円となった。

主な産業についてみると、「建設業」が288,625円と最も高く、次いで「卸売業，小売業」が287,358円、「製造業」が239,137円、「医療，福祉」が230,436円、「生活関連サービス業，娯楽業」が57,731円、「宿泊業，飲食サービス業」が32,650円となった。（第5表）

第5表 性・主な産業別過去1年間に特別に支払われた現金給与額（事業所規模1～4人）

性・主な産業	実 額	支給割合 (注2)
	円	か月分
調 査 産 業 計	270,994	1.34
男	397,544	1.44
女	181,095	1.20
建 設 業	288,625	1.11
製 造 業	239,137	1.06
卸 売 業 ， 小 売 業	287,358	1.39
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	32,650	0.30
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	57,731	0.40
医 療 ， 福 祉	230,436	1.32

注：1）令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間分の数値である。

特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

2）支給割合は、常用労働者1人当たりの令和2年9月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間に特別に支払われた現金給与額の割合である。

（2）出勤日数と労働時間

ア 出勤日数

事業所規模1～4人の事業所における令和2年9月の出勤日数は調査産業計が19.3日となった。男女別にみると、男は20.7日、女は18.4日となった。（第6表）

イ 労働時間

事業所規模1～4人の事業所における令和2年9月の通常日1日の実労働時間は調査産業計が6.9時間となった。

男女別にみると、男は7.6時間、女は6.4時間となった。（第6表）

通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると調査産業計で4時間以下が13.1%、5時間が8.6%、6時間が8.9%、7時間が15.7%、8時間が47.2%、9時間以上が6.6%となった。（第7表）

第6表 性・主な産業別出勤日数及び通常日1日の実労働時間（事業所規模1～4人）

令和2年9月

性・主な産業	出勤日数	通常日1日の 実労働時間
	日	時間
調査産業計	19.3	6.9
男	20.7	7.6
女	18.4	6.4
建設業	20.9	7.4
製造業	19.5	7.1
卸売業，小売業	20.2	7.1
宿泊業，飲食サービス業	17.9	5.7
生活関連サービス業，娯楽業	19.0	6.6
医療，福祉	18.9	6.5

第7表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合（事業所規模1～4人）

令和2年9月（単位：%）

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	13.1	8.6	8.9	15.7	47.2	6.6
男	100.0	4.6	2.3	4.3	14.8	63.3	10.7
女	100.0	19.1	13.0	12.2	16.3	35.8	3.7
建設業	100.0	5.1	4.0	5.1	17.7	61.4	6.7
製造業	100.0	10.7	6.8	6.8	13.5	56.8	5.3
卸売業，小売業	100.0	9.6	9.5	9.0	12.7	50.4	8.8
宿泊業，飲食サービス業	100.0	36.3	15.4	10.5	9.2	21.3	7.2
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	14.6	17.4	11.4	12.4	34.0	10.2
医療，福祉	100.0	19.7	8.8	11.8	17.0	37.0	5.7

注：通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

(3) 雇用

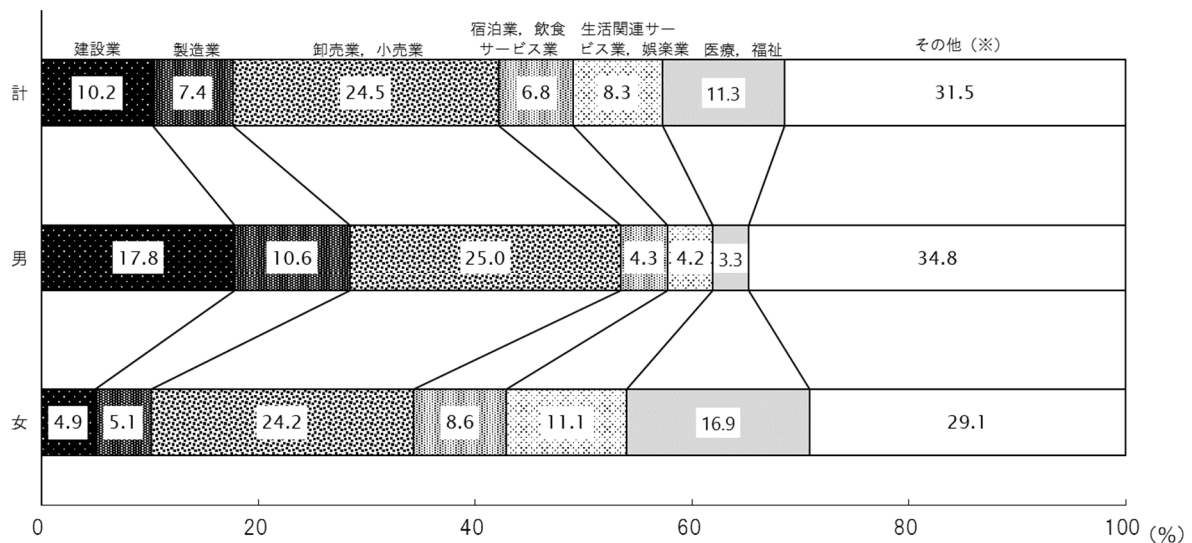
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

常用労働者の構成割合を「その他」を除いて主な産業についてみると、「卸売業，小売業」が24.5%と最も高く、次いで「医療，福祉」が11.3%、「建設業」が10.2%、「生活関連サービス業，娯楽業」が8.3%、「製造業」が7.4%、「宿泊業，飲食サービス業」が6.8%となった。（第2図）

また、常用労働者に占める女性労働者の割合は調査産業計で58.8%となった。これを主な産業についてみると、「医療，福祉」が87.9%と最も高く、次いで「生活関連サービス業，娯楽業」が79.2%、「宿泊業，飲食サービス業」が74.0%、「卸売業，小売業」が58.0%、「製造業」が40.9%、「建設業」が28.4%となった。（第8表）

第2図 性別常用労働者の産業別構成割合
(事業所規模1～4人)

令和2年9月末日現在



注：「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

第8表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1～4人)

令和2年9月末日現在

産業	計	男	女	女性労働者の割合 (注2)
調査産業計	100.0	100.0	100.0	58.8
建設業	10.2	17.8	4.9	28.4
製造業	7.4	10.6	5.1	40.9
卸売業，小売業	24.5	25.0	24.2	58.0
宿泊業，飲食サービス業	6.8	4.3	8.6	74.0
生活関連サービス業，娯楽業	8.3	4.2	11.1	79.2
医療，福祉	11.3	3.3	16.9	87.9
その他 ^{注1}	31.5	34.8	29.1	54.5

注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

2) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

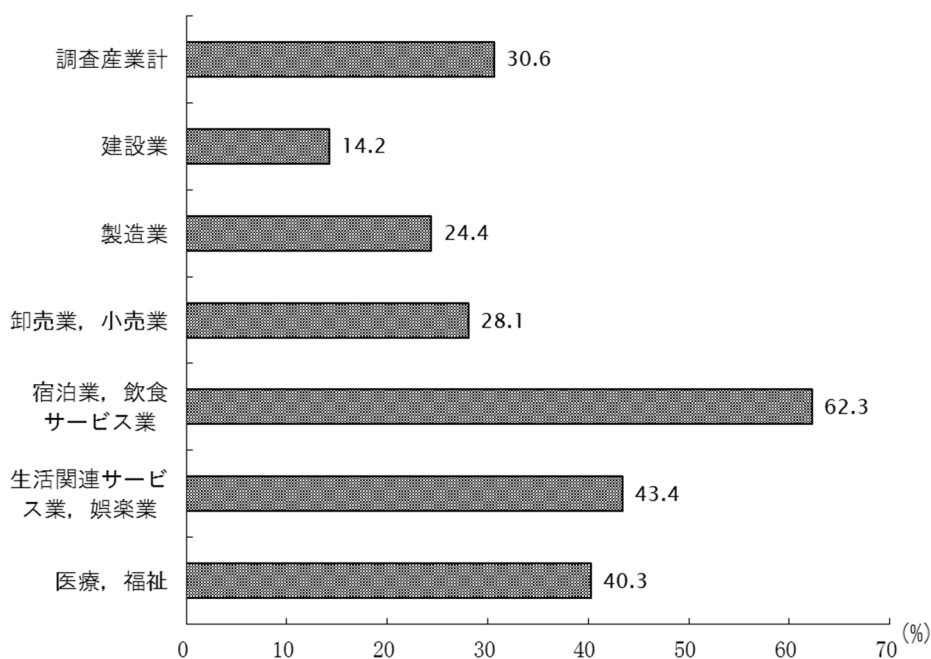
イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合

常用労働者に占める短時間労働者の割合は調査産業計が30.6%で、これを男女別にみると、男11.1%、女44.2%となった。

主な産業についてみると、「宿泊業、飲食サービス業」が62.3%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が43.4%、「医療、福祉」が40.3%、「卸売業、小売業」が28.1%、「製造業」が24.4%、「建設業」が14.2%となった。

また、年齢階級別にみると19歳以下が64.3%と最も高く、20～29歳が21.5%と最も低くなっている。（第3図、第9表）

第3図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、令和2年9月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第9表 年齢階級、性別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和2年9月末日現在

年齢階級	計	男	女
	%	%	%
年齢計	30.6	11.1	44.2
19歳以下	64.3	52.4	71.4
20～29歳	21.5	13.4	26.7
30～39歳	24.8	7.0	39.2
40～49歳	27.9	5.4	43.8
50～54歳	26.2	5.1	39.0
55～59歳	32.2	7.0	45.0
60～64歳	31.1	10.4	47.4
65歳以上	43.9	26.6	57.7

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 附表

都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間及び短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和2年9月

都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間	短時間労働者の割合 (注1)
	円	日	時間	%
全 国	202,372	19.3	6.9	30.6
北 海 道	206,616	19.8	7.1	27.2
青 森 県	204,241	20.9	7.1	23.6
岩 手 県	173,664	20.5	6.7	33.2
宮 城 県	217,993	20.5	7.0	25.7
秋 田 県	186,065	20.5	7.1	25.2
山 形 県	179,341	20.6	6.9	31.5
福 島 県	199,985	20.1	7.0	25.5
茨 城 県	200,161	19.2	6.9	29.5
栃 木 県	206,411	19.8	6.9	30.4
群 馬 県	206,254	19.6	6.9	30.3
埼 玉 県	221,829	19.1	7.0	31.1
千 葉 県	203,687	18.6	6.8	31.8
東 京 都	232,714	19.1	7.0	29.3
神 奈 川 県	211,143	17.4	6.8	32.0
新 潟 県	192,469	19.8	6.9	31.8
富 山 県	215,469	19.6	6.9	28.7
石 川 県	187,841	19.3	6.8	35.1
福 井 県	205,450	20.2	7.1	25.8
山 梨 県	199,244	19.3	6.8	32.5
長 野 県	205,946	19.7	7.1	24.3
岐 阜 県	184,916	19.5	6.9	32.2
静 岡 県	199,295	20.0	6.7	35.3
愛 知 県	218,307	19.2	6.8	31.8
三 重 県	188,493	18.7	6.6	38.5
滋 賀 県	209,990	19.2	6.9	32.3
京 都 府	181,650	19.3	6.9	37.1
大 阪 府	213,049	19.0	6.9	29.5
兵 庫 県	205,624	18.8	6.8	32.6
奈 良 県	178,977	18.2	6.7	35.0
和 歌 山 県	165,379	19.3	6.7	33.7
鳥 取 県	184,742	19.8	7.1	24.2
島 根 県	195,424	19.8	7.0	29.2
岡 山 県	184,610	20.0	6.6	39.3
広 島 県	198,962	19.4	6.9	32.5
山 口 県	177,774	18.7	6.7	35.6
徳 島 県	194,478	20.2	7.0	24.5
香 川 県	196,146	19.3	7.0	29.5
愛 媛 県	175,505	20.4	6.8	31.2
高 知 県	172,730	20.1	6.7	31.5
福 岡 県	207,566	19.2	7.1	27.6
佐 賀 県	179,113	19.5	6.9	30.5
長 崎 県	165,559	20.5	7.1	28.3
熊 本 県	175,870	19.3	6.7	34.4
大 分 県	175,011	20.2	7.0	26.5
宮 崎 県	194,403	20.7	7.1	24.5
鹿 児 島 県	181,420	19.5	7.1	27.9
沖 縄 県	166,672	18.8	6.8	33.9

注：1）令和2年9月末日現在の数値である。

4 参考情報

本調査と令和元年特別調査の特別集計結果の比較

従来実施している特別調査と本調査は、調査対象の範囲、調査方法及び調査期日が異なるため、結果についての直接の比較は困難であり、注意が必要である。

その上で、「参考情報の利用上の注意」の下、本調査と可能な範囲で対象を揃えるため、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所に限定して、令和元年特別調査を集計した数値（以下「令和元年特別集計」という。）を用いて、例年の特別調査の概況と同様の図表を機械的に作成したものを参考情報として掲載する。

参考情報の利用上の注意

- ア 従来実施している特別調査と本調査は、調査対象の範囲、調査方法及び調査期日が異なるため、結果についての直接の比較は困難であり、注意が必要である。
- イ 特に、本調査は、
- ・令和元年特別調査で回答のあった事業所を調査対象としており、令和元年特別調査実施後に新設された事業所が調査対象となっていないこと
 - ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、調査員調査から郵送調査へ調査方法を変更したことにより従来実施している特別調査と比べ有効回答率が大きく低下（※）していること
- 等から、例年と比べて回答事業所の属性に偏りがある可能性がある。
- ※ 本調査の有効回答率は45.6%、令和元年特別調査の有効回答率は88.4%
- ウ 本調査と令和元年特別集計との比較は、調査期日の違い（本調査は9月調査、特別調査は7月調査）等の影響は除去できないため、2つの調査結果を機械的に比較したものである点に注意が必要である。
- エ 令和元年特別調査の集計対象事業所数（有効回答数）は19,551事業所であるが、令和元年特別集計の集計対象事業所は8,687事業所である。

参考第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

性・主な産業	事業所規模1～4人			(参考) 事業所規模5人以上		5人以上=100としたときの 本調査結果の 比率
	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計注1) (B)	比率(A/B-1) (注2)	毎月勤労統計調査全国調査		
				令和2年9月 (注3)	前年比 (注4)	
	円	円	%	円	%	
調査産業計	202,372	204,169	-0.9	262,426	-0.8	77.1
男	275,623	280,307	-1.7	329,702	注5 -1.3	83.6
女	151,101	151,146	0.0	186,663	注5 0.6	80.9
建設業	258,870	265,084	-2.3	341,965	-0.4	75.7
製造業	225,721	232,436	-2.9	303,861	-2.2	74.3
卸売業、小売業	206,358	210,193	-1.8	234,725	0.5	87.9
宿泊業、飲食サービス業	109,681	103,570	5.9	111,876	-4.3	98.0
生活関連サービス業、娯楽業	144,326	149,770	-3.6	187,801	0.5	76.9
医療、福祉	175,018	175,576	-0.3	253,225	-0.5	69.1

- 注：1）令和元年の数値は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した結果である。
- 2）調査期日の違い（本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査）等の影響は除去できないため、実数値の比率を機械的に計算したものであることに注意が必要である。
- 3）事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和2年9月分の結果である。
- 4）事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。
- 5）事業所規模5人以上の男女別の前年比は、実数から算出している。

参考第2表 性別1時間当たりきまって支給する現金給与額
(事業所規模1～4人、調査産業計)

性	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計注1) (B)	比率(A/B-1) (注2)
	円	円	
計	1,537	1,469	4.6
男	1,835	1,746	5.1
女	1,329	1,276	4.2

注：1) 令和元年の数値は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した結果である。
2) 調査期日の違い(本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査)等の影響は除去できないため、実数値の比率を機械的に計算したものであることに注意が必要である。

参考第3表 性・主な産業、きまって支給する現金給与額階級別常用労働者の構成割合
(事業所規模1～4人)

(単位：%)

きまって支給する 現金給与額階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、 福祉
	計	男	女						
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3万円未満	3.8 (3.1)	2.1 (1.3)	5.0 (4.4)	2.2 (0.5)	2.6 (1.6)	2.7 (2.3)	11.8 (11.2)	4.7 (2.7)	3.3 (2.5)
3 ～ 6	7.6 (7.8)	2.9 (3.0)	10.8 (11.1)	2.5 (3.0)	6.8 (6.5)	6.4 (6.1)	19.8 (25.1)	11.0 (10.3)	8.5 (8.4)
6 ～ 9	13.0 (12.9)	3.4 (3.2)	19.8 (19.7)	6.7 (6.5)	11.9 (11.6)	13.8 (13.4)	24.5 (25.2)	21.3 (21.7)	14.4 (14.3)
9 ～ 12	8.3 (8.3)	4.6 (3.6)	10.8 (11.5)	5.8 (4.7)	6.3 (7.0)	8.6 (8.9)	11.6 (8.4)	14.1 (10.8)	8.5 (10.0)
12 ～ 15	5.5 (5.6)	3.5 (3.6)	6.8 (7.0)	2.8 (2.0)	4.6 (4.1)	5.5 (5.9)	6.8 (6.0)	6.7 (8.1)	5.8 (6.1)
15 ～ 20	14.4 (14.6)	10.4 (10.2)	17.2 (17.7)	10.7 (11.1)	12.1 (12.9)	15.5 (15.4)	7.8 (7.7)	15.7 (17.6)	20.1 (21.4)
20 ～ 25	15.3 (14.9)	15.8 (16.0)	14.9 (14.1)	14.2 (17.5)	14.6 (13.8)	15.4 (14.0)	9.1 (7.7)	12.7 (15.0)	19.0 (18.6)
25 ～ 30	10.6 (11.0)	16.0 (17.1)	6.8 (6.8)	17.0 (15.0)	13.1 (13.1)	10.2 (10.5)	4.4 (4.5)	5.8 (7.1)	9.9 (8.7)
30万円以上	21.6 (21.8)	41.2 (41.9)	7.9 (7.8)	38.1 (39.7)	28.1 (29.4)	22.0 (23.5)	4.3 (4.1)	8.0 (6.8)	10.5 (10.2)

注：1) ()内は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した数値である。
2) 本調査と()内の数値を比較する際は、調査期日の違い(本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査)等の影響は除去できないため、2つの調査結果を機械的に並べたものであることに注意が必要である。

参考第4表 性・主な産業別過去1年間に特別に支払われた現金給与額
(事業所規模1～4人)

性・主な産業	実 額 (注3)			支 給 割 合 (注4)		
	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計注1) (B)	比率 (A/B-1) (注2)	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計注1) (B)	差 (A-B) (注2)
調 査 産 業 計	270,994	290,577	-6.7	1.34	1.42	-0.08
男	397,544	423,303	-6.1	1.44	1.51	-0.07
女	181,095	194,677	-7.0	1.20	1.29	-0.09
建 設 業	288,625	291,217	-0.9	1.11	1.10	0.01
製 造 業	239,137	296,246	-19.3	1.06	1.27	-0.21
卸 売 業 , 小 売 業	287,358	304,734	-5.7	1.39	1.45	-0.06
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	32,650	31,188	4.7	0.30	0.30	0.00
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	57,731	59,479	-2.9	0.40	0.40	0.00
医 療 , 福 祉	230,436	240,856	-4.3	1.32	1.37	-0.05

- 注：1) 令和元年の数値は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した結果である。
 2) 調査期日の違い(本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査)等の影響は除去できないため、実数値の比率及び差を機械的に計算したものであることに注意が必要である。
 3) 実額は、令和元年10月1日から令和2年9月30日まで(令和元年においては平成30年8月1日から令和元年7月31日まで)の1年間分の数値である。
 4) 支給割合は、常用労働者1人当たりの令和2年9月(令和元年においては令和元年7月)のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年に特別に支払われた現金給与総額の割合である。

参考第5表 性・主な産業、事業所規模別出勤日数及び通常日1日の実労働時間

性・主な産業	出 勤 日 数						通 常 日 1 日 の 実 労 働 時 間				
	事業所規模1～4人			(参考)事業所規模5人以上			事業所規模1～4人			(参考)事業所規模5人以上	
	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計 注1)(B)	差 (A-B) (注2)	毎月勤労統計調査全国調査		令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計 注1)(B)	差 (A-B) (注2)	毎月勤労統計調査全国調査		
				令和2年9月 (注3)	前年差				令和2年9月 (注3注4)	前年差	
調 査 産 業 計	19.3	19.9	-0.6	17.8	-0.1	6.9	6.9	0.0	7.6	-0.1	
男	20.7	21.4	-0.7	18.6	-0.1	7.6	7.7	-0.1	8.1	-0.1	
女	18.4	18.8	-0.4	16.9	-0.1	6.4	6.4	0.0	7.0	-0.1	
建 設 業	20.9	21.8	-0.9	20.6	-0.1	7.4	7.4	0.0	8.1	-0.1	
製 造 業	19.5	20.5	-1.0	18.9	-0.4	7.1	7.2	-0.1	8.2	-0.1	
卸 売 業 , 小 売 業	20.2	20.5	-0.3	18.0	0.0	7.1	7.2	-0.1	7.3	0.0	
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	17.9	17.3	0.6	14.0	-0.7	5.7	5.7	0.0	6.2	-0.3	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	19.0	19.9	-0.9	16.1	-0.9	6.6	6.8	-0.2	7.1	-0.2	
医 療 , 福 祉	18.9	19.4	-0.5	17.8	0.1	6.5	6.5	0.0	7.4	0.0	

- 注：1) 令和元年の数値は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した結果である。
 2) 調査期日の違い(本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査)等の影響は除去できないため、実数値の差を機械的に計算したものであることに注意が必要である。
 3) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和2年9月分の結果である。
 4) 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

参考第6表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合
(事業所規模1～4人)

(単位：%)

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	13.1 (12.4)	8.6 (8.7)	8.9 (8.6)	15.7 (17.8)	47.2 (44.2)	6.6 (8.2)
男	100.0	4.6 (4.2)	2.3 (2.7)	4.3 (3.9)	14.8 (16.7)	63.3 (59.8)	10.7 (12.6)
女	100.0	19.1 (18.2)	13.0 (12.9)	12.2 (11.9)	16.3 (18.6)	35.8 (33.3)	3.7 (5.1)
建設業	100.0	5.1 (3.8)	4.0 (3.8)	5.1 (6.6)	17.7 (20.8)	61.4 (57.6)	6.7 (7.3)
製造業	100.0	10.7 (9.4)	6.8 (7.1)	6.8 (7.9)	13.5 (15.8)	56.8 (51.5)	5.3 (8.3)
卸売業，小売業	100.0	9.6 (9.8)	9.5 (8.4)	9.0 (8.4)	12.7 (14.8)	50.4 (47.3)	8.8 (11.4)
宿泊業，飲食サービス業	100.0	36.3 (34.3)	15.4 (21.0)	10.5 (10.1)	9.2 (10.2)	21.3 (16.5)	7.2 (7.9)
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	14.6 (11.6)	17.4 (14.6)	11.4 (11.3)	12.4 (15.8)	34.0 (33.0)	10.2 (13.7)
医療，福祉	100.0	19.7 (20.1)	8.8 (9.0)	11.8 (9.2)	17.0 (17.9)	37.0 (39.1)	5.7 (4.8)

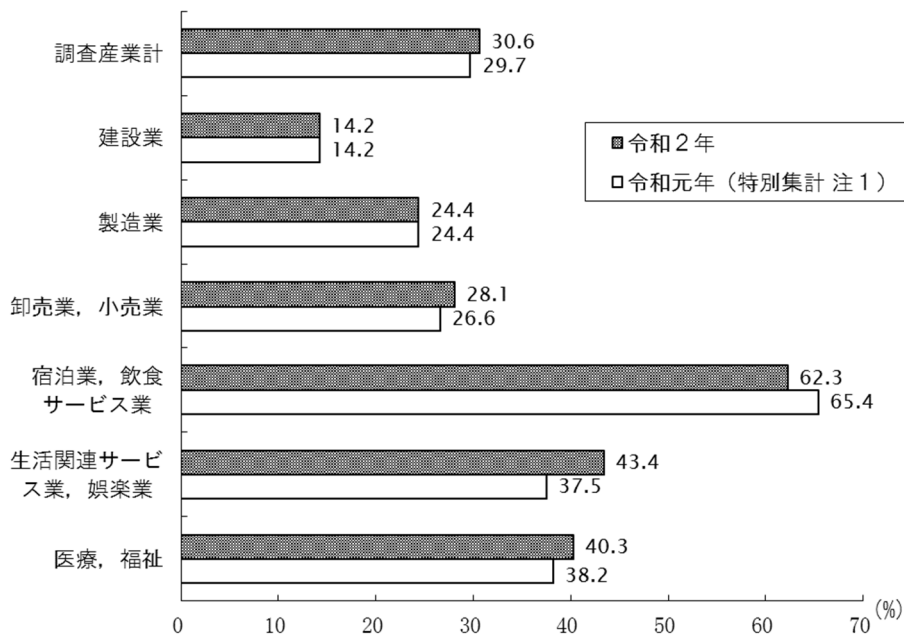
- 注：1) ()内は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した数値である。
2) 本調査と()内の数値を比較する際は、調査期日の違い(本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査)等の影響は除去できないため、2つの調査結果を機械的に並べたものであることに注意が必要である。
3) 通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

参考第7表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1～4人)

産 業	令和2年(本調査)			女性労働者の割合(注4)		
	計	男	女	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計 注1)(B)	差(A-B) (注2)
調 査 産 業 計	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 58.8	% 58.9	ポイント -0.1
建 設 業	10.2	17.8	4.9	28.4	27.6	0.8
製 造 業	7.4	10.6	5.1	40.9	38.7	2.2
卸 売 業 , 小 売 業	24.5	25.0	24.2	58.0	58.0	0.0
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	6.8	4.3	8.6	74.0	76.6	-2.6
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	8.3	4.2	11.1	79.2	78.7	0.5
医 療 , 福 祉	11.3	3.3	16.9	87.9	89.5	-1.6
そ の 他 ^{注3}	31.5	34.8	29.1	54.5	54.1	0.4

- 注：1) 令和元年の数値は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した結果である。
 2) 調査期日の違い(本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査)等の影響は除去できないため、数値の差を機械的に計算したものであることに注意が必要である。
 3) 「その他」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計である。
 4) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

参考第1図 主な産業別短時間労働者(通常日1日の実労働時間が6時間以下の者)の割合
(事業所規模1～4人)



- 注：1) 令和元年の数値は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した数値である。
 2) 本調査と令和元年の数値を比較する際は、調査期日の違い(本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査)等の影響は除去できないため、2つの調査結果を機械的に並べたものであることに注意が必要である。
 3) 数値は、令和2年9月末日現在(令和元年においては、令和元年7月末日)における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

参考第8表 年齢階級、性別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

年齢階級	計			男			女		
	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計 注1)(B)	差(A-B) (注2)	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計 注1)(B)	差(A-B) (注2)	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計 注1)(B)	差(A-B) (注2)
	%	%	ポイント	%	%	ポイント	%	%	ポイント
年齢計	30.6	29.7	0.9	11.1	10.8	0.3	44.2	42.9	1.3
19歳以下	64.3	67.8	-3.5	52.4	63.2	-10.8	71.4	70.9	0.5
20～29歳	21.5	20.2	1.3	13.4	12.9	0.5	26.7	24.2	2.5
30～39歳	24.8	24.1	0.7	7.0	8.2	-1.2	39.2	37.0	2.2
40～49歳	27.9	27.1	0.8	5.4	4.2	1.2	43.8	43.2	0.6
50～54歳	26.2	28.7	-2.5	5.1	4.6	0.5	39.0	42.2	-3.2
55～59歳	32.2	28.7	3.5	7.0	5.0	2.0	45.0	41.7	3.3
60～64歳	31.1	30.3	0.8	10.4	10.3	0.1	47.4	47.0	0.4
65歳以上	43.9	44.7	-0.8	26.6	28.0	-1.4	57.7	58.4	-0.7

注：1）令和元年の数値は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した結果である。

2）調査期日の違い（本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査）等の影響は除去できないため、数値の差を機械的に計算したものであることに注意が必要である。

3）数値は、令和2年9月末日現在（令和元年においては、令和元年7月末日）における性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。